

# 建設リサイクル法の遵守について

令和8年4月

香川県土木部技術企画課

# 目次

1. 建設リサイクル法の目的
2. 建設リサイクル法の概要
3. 【民間工事】建設リサイクル法の届出等様式・届出窓口
4. 【公共工事】建設リサイクル法の通知等様式
5. 建設リサイクル法とアスベスト・フロン
6. PCB廃棄物の早期処理（参考）

# 1. 建設リサイクル法の目的

---

---

## 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (平成13年5月30日施行)

### 【法律制定の背景】

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄というあり方から、資源の利用から廃棄物の処理に至るまでの各段階で環境負荷が高まっている。

廃棄物を分別せずにまとめて処理しようとする、処分費が著しく高くなり、不法投棄に向かいやすい。また、最終処分場のひっ迫につながる。

### 【法律の目的】

特定の建設資材について分別解体等及び再資源化等を促進するとともに、解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。



**生活環境の保全及び国民経済の健全な発展**

## 2. 建設リサイクル法の概要

### 【対象工事の要件】

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事、又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が基準以上のもの

#### ※特定建設資材とは、

コンクリート

コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト版等を含む）

アスファルト・コンクリート

木材

#### ※規模の基準とは、

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額 1億円(税込)
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額 500万円(税込)

解体工事：建築物のうち、構造耐力上主要な部分の全部または一部を取壊す工事

新築工事：更地に新たに建築物等を建てる工事

増築工事：同一敷地内において、既存建築物等の床面積を増加させる工事

修繕・模様替等工事：解体、新築、増築の工事に該当しないもの（建築物の一部を解体する工事であっても、構造耐力上主要な部分の解体を行わない工事については、修繕・模様替等工事として取り扱う）

## 2. 建設リサイクル法の概要

---

---

【必要事項】 ※主なものを抜粋

- 契約前

受注者（元請業者）は、発注者に対して分別解体等の計画等を書面にて説明。

- 契約時

契約書面において、分別解体等の方法、解体工事及び再資源化に要する費用等を明記。

- 着手前（7日前まで）

発注者または自主施工者は、都道府県知事等に対して分別解体等の計画を届出。  
※公共工事の場合は、『届出』が『通知』になります。

- 施工時

公衆の見やすい場所に標識を掲示。技術管理者を配置。

工事現場での分別解体とリサイクル（再資源化）

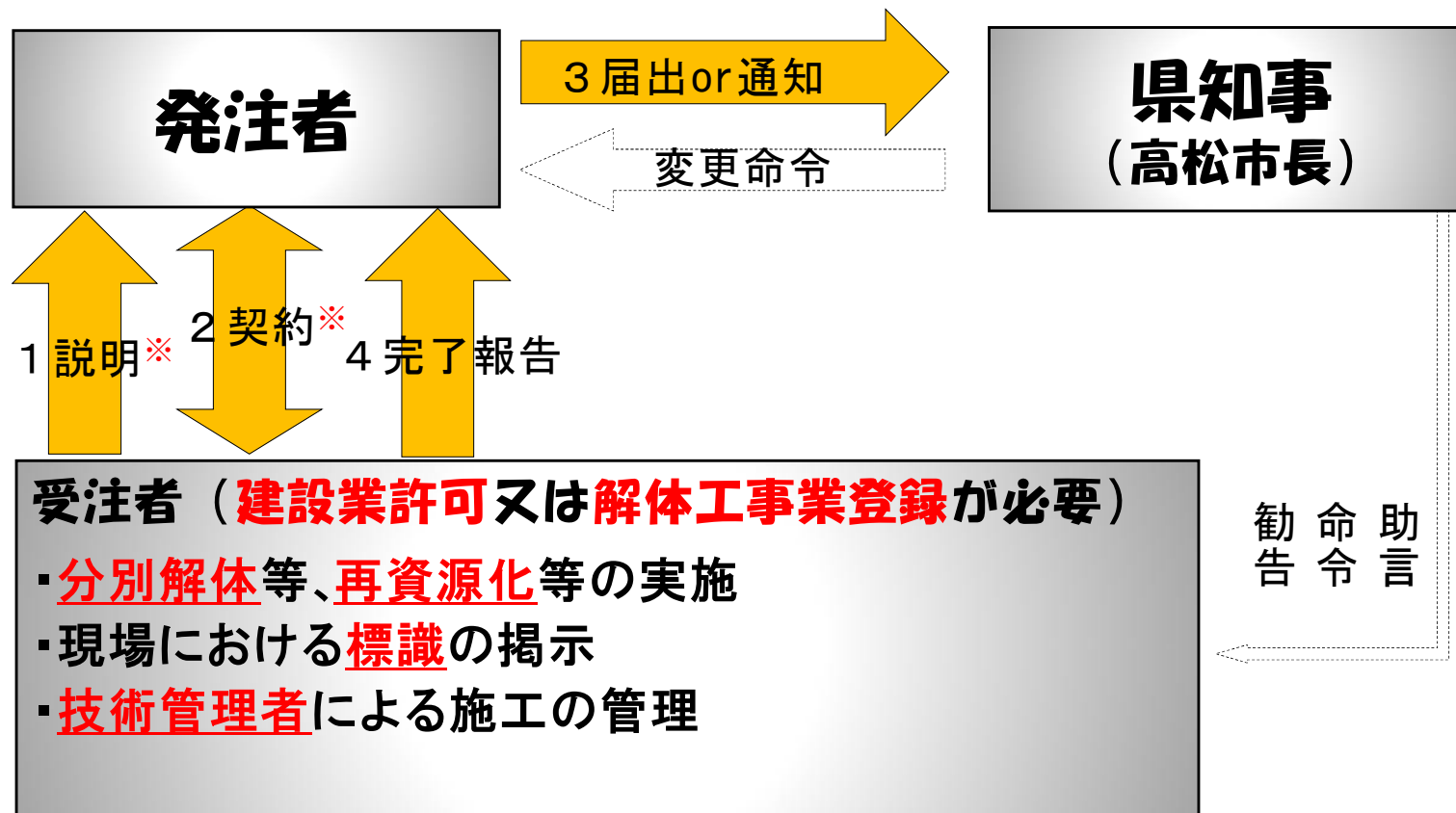
- 完了時

受注者（元請業者）は、発注者に対して再資源化の結果を書面にて報告。

## 2. 建設リサイクル法の概要

### 【手続き等の流れ】 解体工事の場合

届出義務違反等には罰則規定が適用される場合があります



※県土木部発注の工事については、  
「1 説明」及び「2 契約」時に提出する建設リサイクル法に関する書類を、  
電子契約の有無に関わらず、R6年度から電子メール等で提出することが  
可能となっています。

# 3. 民間工事の場合 建設リサイクル法の届出等様式・届出窓口

技術企画課 香川県建設リサイクルホームページに掲載  
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gijutsukikaku/recycle/index.html>

## 香川県建設リサイクルホームページ



お知らせ・新着情報 [> 一覧を見る](#)

- > 令和7年10月度 建設リサイクル法の一斉パトロール結果について
- > 令和7年10月度 建設リサイクル法の一斉パトロールの実施について

建設工事の実施にあたっては『分別』と『リサイクル』が必要です。  
平成14年5月30日から分別解体等及び再資源化等が義務づけられています。  
令和3年4月1日から建設リサイクル法第10条に基づく届出書の様式が変わりました。

- 建設リサイクル法の概要
- 香川県における指針
- よくある質問
- 技術企画課お問い合わせ
- 届出書の作成要領・様式
- 届出先等一覧表 (R7.4.1更新) (PDF: 123KB)
- チラシ: 建設リサイクル法の遵守事項 (PDF: 295KB)

## 届出書の作成要領・様式



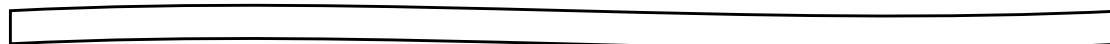
- 提出部数: 1部 (工事に着手する日の7日前までに届け出)
  - 提出部数は1部であるため、返却はしません。  
提出資料の控えが必要な場合は、事前に写しをとってください。
  - 受領印付きの控えが必要な場合は、あらかじめ各届出窓口にご相談してください。
- 届出書の内容
  - 届出書 (様式第一号)
  - 分別解体等の計画 (別表1~3)
  - 位置図 (詳細な位置が分かる地図に、当該建設工事の施工場所を朱書きで着色。A4判。)  
(写真はA4サイズの台紙に貼付するものとしカラーとする。)
  - 設計図又は写真
  - 工程表 (様式第一号に記載できない場合。)
  - 委任状 (代理者が届け出る場合。)上記の書類を1~6の順番に綴じ込むものとし、図面等もA4版に折り込みをお願いします。  
左端を1~2ヵ所固定してください。
- 注意事項
  - 建築士及び行政書士以外の者は、委任状の有無にかかわらず、報酬を受けて届出書等の書類を作成することはできません。
- 様式
  - 届出書 (様式第一号)・分別解体等の計画等 (別表1~3) (ワード: 37KB)
  - 変更届出書 (様式第二号)・分別解体等の計画等 (別表1~3) (ワード: 60KB)
  - 委任状 (参考様式) (エクセル: 643KB)

# 4. 公共工事の場合 建設リサイクル法の通知等様式

土木監理課 各種様式集に掲載

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/nyusatu/koji/yousiki1.html>

各種様式集	
更新履歴	
R7.12.24	<a href="#">確認結果票作成に当たっての解説・様式・記載例</a>
R7.4.1	変更： <a href="#">現場代理人兼務届</a> 、 <a href="#">土木工事主要作成書類一覧表(R7.9版)</a> 、 <a href="#">材料確認申請書</a> 、 <a href="#">計画工程表</a> 、 <a href="#">提出書類一覧表 (R7.4版)</a> 、 <a href="#">工事打合簿一覧表 (紙面提出用)</a> 、 <a href="#">事前協議チェックシート(R7.4版)</a> 、 <a href="#">施工体系図 (参考様式)</a> 、 <a href="#">総合評価方式-土木工事 (土木部)</a> 削除： <a href="#">工事工程表</a>
R7.2.1	追加： <a href="#">工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書</a> 、 <a href="#">省令17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書 (参考様式)</a> 変更： <a href="#">現場代理人兼務届</a> 、 <a href="#">下請通知書</a> 、 <a href="#">施工体制台帳 (解説)</a> 、 <a href="#">施工体系図 (解説)</a> 、 <a href="#">施工体制台帳</a> ・ <a href="#">施工体系図等の確認用チェックリスト</a>



入札・契約	<ul style="list-style-type: none"><li><a href="#">中間前金払選択届出書 (ワード：16KB)</a></li><li><a href="#">中間前金払認定請求書 (ワード：19KB)</a></li><li><a href="#">保証書に係る領収書 (ワード：16KB)</a></li></ul>	技術企画課	
	<ul style="list-style-type: none"><li><a href="#">建設リサイクル法に基づく説明書および契約書別紙の確認方法について (エクセル：60KB)</a></li><li><a href="#">建設リサイクル法に基づく契約書別紙 (エクセル：50KB)</a></li><li><a href="#">建設リサイクル法に基づく説明書 (ワード：15KB)</a></li><li><a href="#">建設リサイクル法に基づく説明書 (記載例) (PDF：72KB)</a></li><li>建設リサイクル法に基づく説明書別表<ul style="list-style-type: none"><li><a href="#">別表1 (ワード：21KB)</a></li><li><a href="#">別表1 (変更) (ワード：27KB)</a></li><li><a href="#">別表2 (ワード：21KB)</a></li><li><a href="#">別表2 (変更) (ワード：26KB)</a></li><li><a href="#">別表3 (ワード：21KB)</a></li><li><a href="#">別表3 (変更) (ワード：27KB)</a></li></ul></li><li><a href="#">竣工通知書 (エクセル：14KB)</a></li></ul>		

都道府県知事等に対する「通知」は発注者が行いますが、「契約書別紙」や「説明書」は受注者が行う必要があります。

# 5. 建設リサイクル法とアスベスト・フロン

## 【建設リサイクル法とアスベスト事前調査】

分別解体等の施工方法に関する基準（建設リサイクル法施行規則第2条）

- 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。
- 付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。

## 【建設リサイクル法とフロン事前調査】

建設リサイクル法の届出様式（別表）に、フロンの有無を記載する欄を追加（R3～）

【届出別表】

別表1		(A4)	
記載例 築木造の場合		建築物に係る解体工事	
分別解体等の計画等			
建築物の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他( )		
建築物の状況	築年数 30年、棟数 1棟 その他( )		
建築物に関する調査の結果	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約 1m その他( 住宅密集地 )		
	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他( 隣地の使用必要 )	隣地使用の承諾済、道路使用許	
搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前置道路の幅員 約 4m 道幅 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( 大型車通行不可 )	交通整理員の常駐 2トントラックで搬出	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前における措置の内容	残存物質 <input checked="" type="checkbox"/> 有( エアコン ) <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに搬出する	
	特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	他法分別係 石綿(天候汚染防止法・安全衛生法有縁則) <input checked="" type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着( <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 無	石綿含有整形板有 関係法令の届出済 石棉作業主任者を選任済	
	フロン(フロン 排出抑制法) <input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷媒冷蔵機器のフロン類が使われているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
その他			

# 5. アスベスト (参考)

【担当窓口】 香川県環境管理課  
高松市環境指導課

## 【アスベストの事前調査】

住宅・マンションなどの解体・改修をご検討の皆様へ

解体工事、リフォーム工事、維持修繕工事 などの解体等工事を行う場合には

大気汚染防止法に基づく

### アスベスト 石綿事前調査が 必要です!

工事の発注者の皆様も事前調査の実施にご協力ください。

こんなところにも石綿が  
あふれませんか!

天井  
床  
軒天  
水道  
一戸建てでも  
マンションでも  
工場でも

石綿事前調査の対象となる工事

**原則として、すべての解体等工事が対象となります。**

対象となる工事の例

解体工事、リフォーム工事、エアコン取付け工事、壁紙の張替え工事、  
外壁工事、塗装工事、原状回復工事、給湯器交換工事、  
キッチン・トイレ・浴室交換工事、通信機器設置工事、  
屋根の葺き替え工事、太陽光パネル設置工事、耐震補強工事 等

詳しくはコチラ

[https://www.env.go.jp/air/astm/astm\\_01.html](https://www.env.go.jp/air/astm/astm_01.html)

## 【アスベストの事前調査の改正】 (令和8年1月1日適用)

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、  
一部の工作物の石綿事前調査には

### 資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、  
工作物石綿事前調査者講習を受講して、  
資格の取得をお願いします。

こんな工事も  
有資格者による調査の  
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。

既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、  
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。  
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。

ボイラー 圧力容器 プラント配管 貯蔵設備  
発電設備 配電設備 送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは **違法行為** です!  
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生する  
おそれがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです\*  
**いますぐご確認ください**

※アスベストの使用が禁止された後に改修の工事に基づき工作物など、資格が必要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事をしていますか?

<input type="checkbox"/> 反応槽	<input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <sup>※2</sup>
<input type="checkbox"/> 加熱炉	<input type="checkbox"/> 発電設備 <sup>※3</sup>
<input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器	<input type="checkbox"/> 変電設備
<input type="checkbox"/> 配管設備 <sup>※1</sup>	<input type="checkbox"/> 配電設備
<input type="checkbox"/> 焼却設備	<input type="checkbox"/> 送電設備 <sup>※4</sup>

いいえ

既存の下記工作物の工事をを行いますか?

<input type="checkbox"/> 煙突 <sup>※5</sup>
<input type="checkbox"/> トンネルの天井板
<input type="checkbox"/> プラットホームの上家
<input type="checkbox"/> 遠官壁
<input type="checkbox"/> 軽集積土保護パネル
<input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
<input type="checkbox"/> 観光用エレベーターの昇降路の囲い <sup>※6</sup>
<input type="checkbox"/> その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等の作業

はい

工作物石綿事前調査者資格が **必要**

工作物石綿含有建材調査者の資格をもっている、  
既に工作物石綿事前調査者の資格  
を取得する必要があります。

工作物石綿事前調査者  
・一般/特定建築物石綿含有建材調査者  
・令和5年9月までに日本アスベスト調査  
診断協会に登録された者  
のいずれかの資格が **必要**

工作物石綿事前調査者資格は **不要**

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

\*1 建築物に設置する配管の改修、配管の交換、配管の取付、配管の取付、配管の取付の作業を除く。  
\*2 貯蔵設備に設置する配管の改修を除く。  
\*3 大規模な修繕等を行う配管の改修を除く。  
\*4 送電設備に設置する配管の改修を除く。  
\*5 煙突に設置する配管の改修を除く。  
\*6 観光用エレベーターの昇降路の囲いの改修を除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、  
**登録講習機関で受講できます!**

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご確認ください。  
<https://www.chubu.mhlw.go.jp/astm/>

## アスベストに関する基準 (大気汚染防止法)

- 建築物等の解体、改造、補修作業を行う際に、石綿含有建材が使用されていないか確認する事前調査を行うとともに、当該調査の結果を都道府県等に報告すること。
- 石綿含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を行う際の石綿飛散防止対策を講ずること。

## 【フロン排出抑制法の対象となる機器】

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの

- ・店舗用エアコン
- ・ビル用マルチエアコン
- ・業務用冷凍冷蔵庫
- ・冷凍冷蔵用ショーケース 等

## 【建設・解体業者がやるべきこと】

- 解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。（その書面の写しを3年間保存）
- フロン類の回収を充填回収業者に依頼。（工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引き渡しを受託した場合）
- フロン類が回収されていることを確認し、廃棄物・リサイクル業者に機器を引き渡す。

# 6. PCB廃棄物の早期処理(参考)

【担当窓口】香川県循環型社会推進課  
高松市環境指導課

## 【PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは】

電気機器用の絶縁油等に使用されていたが、人体や環境に影響を及ぼすことが判明し、昭和47年に製造禁止となった物質

（使用事例）

- ・昭和52年（1977年3月）以前に建てられた事業用建物（工場、ビル等）
- ・蛍光灯安定器 ・水銀灯安定器 等

## 【建設・解体業者がやるべきこと】

- 解体しようとする建物において、以下のサイトに掲載される「PCBの確認方法」により、PCBの有無について確認を行う。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/pcb/kakunin.html>

- 対象物が確認された場合は、各種手続きに基づき処分、管理を行う。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/pcb/skfog4170316155521.html>

## 【処理期限】

PCB特措法により、期限内の処理が必要です。

区分	処理期限
高濃度PCB廃棄物	令和3年(2021年)3月31日※
低濃度PCB廃棄物	令和9年(2027年)3月31日

※発見した場合は  
担当窓口に至急連絡を！